

西宮市  
NISHINOMIYA CITY

## 令和6年度事業系廃棄物研修会

2024.11.8



西宮市環境局環境事業部事業系廃棄物対策課



1

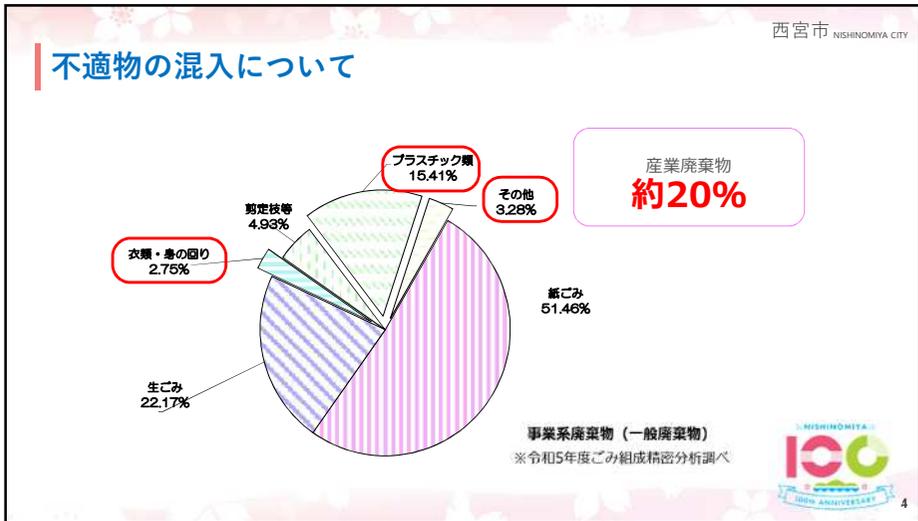
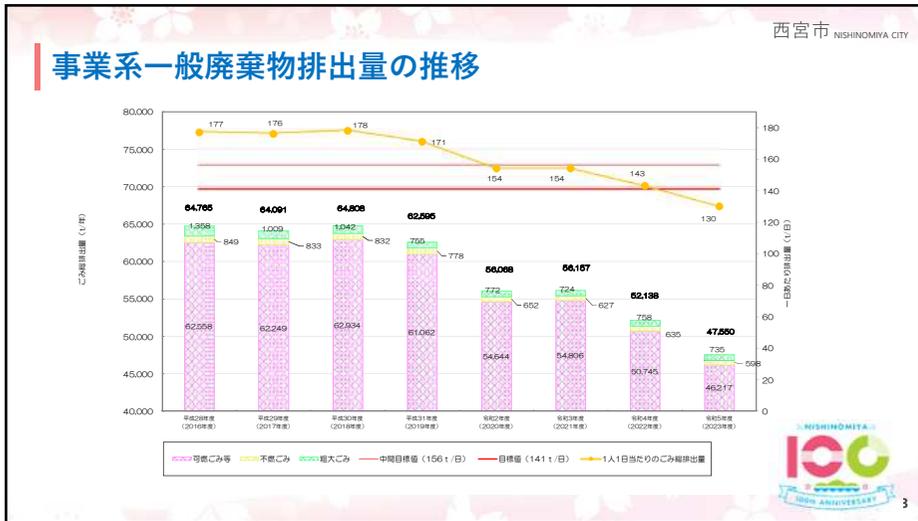
西宮市  
NISHINOMIYA CITY

## 廃棄物の適正処理と排出抑制

- ・ 西宮市の事業系一般廃棄物の現状
- ・ 展開検査から見た不適物混入事案
- ・ 事業系古紙類の搬入規制について
- ・ まとめ



2



## 「産業廃棄物」(あらゆる事業活動に伴うもの)

種類	具体例
1. 燃え殻	石炭がら、焼却残さ、活性炭等
2. 汚泥	排水処理汚泥、下水汚泥、製造工程から生じる泥状物、建設汚泥等
3. 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、溶剤、タールピッチ等
4. 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、その他すべての酸性廃液
5. 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、その他すべてのアルカリ性廃液
6. 廃プラスチック類	弁当がら、レジ袋、発泡スチロール、合成樹脂、合成繊維、合成ゴム(廃タイヤを含む。)などのすべてのプラスチック製品
7. ゴムくず	天然ゴムくず等
8. 金属くず	空き缶、スチールラック、切削くず、研磨くず、電化製品等の金属製品等
9. ガラスくず、コンクリートくず	空き瓶、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、耐火レンガくず(工作物でないもの)、陶磁器くず(器、石綿を含む石膏ボード等)等
10. 鉱さい	鋳物廃砂、電気炉等溶鉱炉かす、ボタ、不良石炭等
11. がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片、その他これらに類する不要物
12. ばいじん	ばい煙発生施設、焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの

## 「産業廃棄物」(特定の事業活動に伴うもの)

種類	業種	具体例
13. 紙くず	パルプ製造業、紙加工品製造業、印刷出版業等	全ての紙くず
	建設業	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じる紙くず
14. 木くず	木材製造業、木製品製造業、パルプ製造業等	木材片、おがくずなどすべての木くず
	建設業	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じる木くず
	すべての業種	貨物の流通のために使用した木製パレット
15. 繊維くず	繊維工業(繊維製品製造業を除く。)	木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	建設業	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じる繊維くず
16. 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業	原料として使用した動物や植物にかかる固形状の不要物
17. 動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場	とさつ、解体した獣畜、食鳥処理をした食鳥に係る固形状不要物
18. 動物のふん尿	畜産農業	牛、馬、豚、ニワトリ、ヤギ、羊等のふん尿
19. 動物の死体		牛、馬、豚、ニワトリ、ヤギ、羊等の死体
20. 産業廃棄物を処分するために処理したもの	産業廃棄物処理施設など	汚泥のコンクリート固化物

## 不適物混入事例



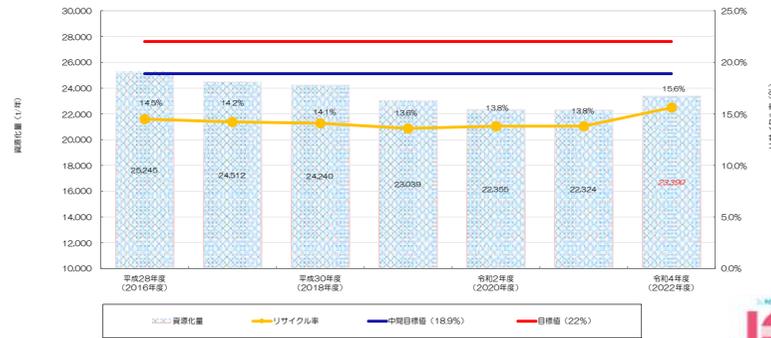
## 不適物混入事例



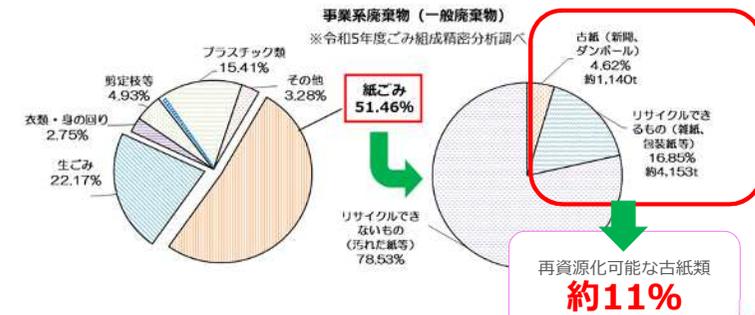
### 不適物混入事例



### リサイクル率



### 事業系一般廃棄物の中の古紙類の割合





## 古紙回収拠点を設置しています



**所在地**（※地番表記。住居表示ではありません）  
上甲子園 5丁目 5-3

**回収できるもの**  
新聞、段ボール、  
紙類（チラシ・雑誌・古本など）

**利用時間**  
月曜～日曜 午前7時半～午後4時半  
※1月1日～3日を除く

**利用できる人**  
事業者、市民  
※持ち込み時に必要な書類はありません



## 再資源化できない紙類は搬入可能です。

具体的な品目については、古紙等リサイクル業者へ相談



油や塗料などが付着した汚れた紙類や  
写真、感熱紙、防水加工紙（紙コップ）  
カーボン紙、圧着ハガキなど



事業系指定ごみ袋



## まとめ

- 事業系指定ごみ袋にプラスチック類や金属類などの不適物が混入していないか確認をお願いします。
- 事業系一般廃棄物の約50%は紙類です。分別、再資源化にご協力ください。
- 令和7年1月4日より、西宮市総合処理センターへの再資源化可能な事業系古紙類の搬入を禁止します。



今後も引き続き、  
本市の**環境行政**にご**理解・ご協力**を  
よろしくお願いいたします。

